

緊急事態宣言解除後の県独自の対策(概要)

1 趣 旨

緊急事態宣言は解除されるが、依然、新規感染者数、病床使用率及び重症病床使用率はステージⅢの状況にあるなど、感染再拡大への警戒が必要である。

このため、国の対処方針に基づき、段階的な緩和措置による県独自の対策を行い、引き続き感染収束に向けて取り組む。

2 期 間 令和3年10月1日(金)～10月21日(木) (21日間)

3 対 象 県全域

4 主な対策

(1) 飲食店

○時短要請

区 分	内 容
「新型コロナ対策適正店認証制度」認証店舗 (認証の取得申請中の店舗を含む(*1)(*2))	<ul style="list-style-type: none"> ・5時～21時の営業時間短縮を要請 ・酒類提供(利用者による酒類店内持込みを含む)は11時～20時30分とすることを要請
上記以外の店舗	<ul style="list-style-type: none"> ・5時～20時の営業時間短縮を要請 ・酒類提供(利用者による酒類店内持込みを含む)は自粛。ただし「一定の要件(*3)」を満たす場合は11時～19時30分とすることを要請

*1 令和3年9月30日までに県に認証の取得申請が行われ、今後認証される店舗

*2 10月1日以降に認証申請を行う店舗は、認証取得日に認証店として取り扱う

*3 一定の要件:アクリル板等の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内

○カラオケ設備の利用

・飲食を主たる業としている店舗及び結婚式場でのカラオケ設備の利用自粛を要請

(2) 多数利用施設等

○時短の協力依頼等

区 分	内 容
多数利用施設 イベント関連施設	<p>〔共通〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21時までの営業時間短縮の協力依頼 ・業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請 ・人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を要請 ・酒類の提供は11時～20時30分(ただし、施設内の飲食店等の取扱いは、(1)の要請内容に準じる。) <p>〔イベント関連施設〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント開催制限要件((3)参照)を準用した施設運用を要請

(3) イベント開催制限

○開催の目安

区 分	収容定員	人数上限
大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	100%以内	5,000人以下 又は 収容定員の50%以内 (≦10,000人)のいずれか大きい方
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%以内	

(収容定員と人数上限のいずれか小さい方)

○時短の協力依頼

・21時までの営業時間短縮の協力依頼